

可児市農業委員会第10回農業委員会総会議事録

| | |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開催日時 | 平成28年10月4日(火)午後1時30分から3時00分 |
| 開催場所 | 可児市役所 5階全員協議会室 |
| 出席委員 | 奥村 武司、 生田 信昭、 吉田 正則、 奥村 信隆、 可児 隆彦、 續木 明彦、 山田 照男、 菱川 幸夫、 杉本 隆久、 井藤 平榮、 堀井 省治、 大澤 正幸、 小池一二三、 渡邊 千春、 可児すみ子、 勝野 英俊、 可児 勉、 仙石 廣男 |
| 事務局 | 事務局長 牛江 宏 課 長 堀部 建樹、係長 渡辺 義信、書記 佐合 仁美 |
| 議案 | 第52号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第53号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第54号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第55号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第56号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について |
| 議長 | 平成28年第10回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の欠席委員はなしで、只今の出席委員は18名と定足数に達しておりますので、これより平成28年第10回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました、議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。本日の署名委員は議長において、1番奥村武司委員、3番吉田正則委員の両名を指名します。 |
| 議長 | 日程第2、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について、を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案第52号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可の内容について、説明させていただきます。今回は、売買による所有権の移転2件の申請があります。 受付番号1の案件は、譲渡人の中恵土の方と、譲受人の中恵土の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。 土地の概要は、中恵土字竹腰、地目は畑で、面積は214㎡、農振区域内の農用地区域外 |

の農地です。

譲受人は、申請地の北側の道路向に自宅があり、また西側に土地を所有しており、今回申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は23,815㎡となります。

受付番号2の案件は、譲渡人の岐阜市の方と、譲受人の西帷子の方との間における売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字戸走、地目は田で、面積は842㎡、農振区域内の農用地区域内の農地です。

譲受人は、申請地の西側の隣接農地を所有しており、今回申請地を取得して経営規模の拡大を計画するとなっています。譲受後の耕作面積は4,656㎡となります。

それぞれの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言をお願いします。1番中恵土をお願いします。

可児(隆)委員 受付番号1について5番可児が報告します。

譲受人は自宅前の農地を取得し、経営規模の拡大を計画するというので、特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。2番土田をお願いします。

井藤委員 受付番号2について10番井藤が報告します。

譲渡人は遠方で申請地の維持管理が困難となり、農地の荒廃を防ぐため、隣接地で耕作し経営規模の拡大を計画する譲受人へ売買により所有権移転するという申請です。

特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第2、議案第52号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第3、議案第53号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第53号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は3件の申請があります。

受付番号1の案件は、申請人の柿田の方外1名が、車庫を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、柿田字孫六、地目は田で、面積は115㎡、農振区域内の農用地区域外の

農地で、申請地の東側と南側は申請人の宅地、西側は畑と宅地、北側は宅地となっており、許可後 12 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人親子は所有地と一体利用して車庫を建設するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに宅地として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、東海環状自動車道可児御嵩 IC から 320m となっていることから、第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

受付番号 2 の案件は、申請人の瀬田の方が、一般個人住宅への進入路及び農業用倉庫とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字檜下、地目は田で、面積は 397 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は申請人の田、西側は申請人の宅地と畑、南側は宅地、北側は道路となっており、許可後平成 29 年 9 月末日までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人は、所有地と一体利用して古い建物を撤去し一般個人住宅への進入路及び農業用倉庫とするとの計画であります。

なお、申請人より農業用施設の平成 22 年 4 月届出の農業用倉庫と別に農地法の許可を受けずに宅地として利用していた箇所があり、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、宅地化状況から 3 種と見込まれ 10ha 未満の一团農地となっていることから、第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

なお、申請地隣接の譲渡人の土地については、関連案件の 5 条申請受付番号 2 と 3 が同時提出されております。

受付番号 3 の案件は、申請人の土田の方が、宅地及び畑への進入路とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字上町、地目は畑で、面積は 10 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側は申請人の登記地目山林の進入路、西側は申請人の宅地と畑、南側は宅地と可児市の山林、北側は宅地となっており、許可後、1 年までの計画としての申請です。

転用事由としまして、申請人は、所有地と一体利用して宅地及び畑への進入路とするとのことあります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに進入路として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は西の道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから、特に支障になることはないと思われます。

いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま。以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員の、発言をお願いします。1番2番をお願いします。

渡邊委員 受付番号1、2について14番渡邊が報告します。

受付番号1は、農地法の許可を受けずに宅地として利用しており、始末書が添付されております。

隣地同意書も添付されており、雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用水の影響もなしということで、特に問題ないと思います。

続きまして、受付番号2について報告します。

雨水排水は道路側溝、上下水道は接続不要、農業用水の影響はないということです。

一部宅地として利用していたということで、始末書が添付されており、特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。3番土田をお願いします。

井藤委員 受付番号3について10番井藤が報告します。

昭和43年12月頃から宅地への進入路として利用しており、始末書が添付されております。

雨水排水は道路側溝、その他の水は使用しないということで申請が出されており、特に問題ないと思います。

議長 ご苦労さまでした。只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。日程第3、議案第53号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見については、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 異議ないものと認め、本案件は原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第4、議案第54号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第54、農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明させていただきます。今回は売買による所有権移転11件、売買と贈与による所有権移転1件、贈与による所有権移転2件、使用貸借権の設定5件、賃貸借権の設定1件、合計20件の申請があります。

受付番号1の案件は、譲渡人の石井の方と、譲受人の石井の方との間における贈与による所有権移転で、譲受人が倉庫敷地とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、石井字浦田、地目は畑、地積は60㎡、農振区域内の農用地区域外の農

地で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側は譲渡人の宅地、南側は道路、北側は宅地となっており、許可後、12ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は西側の土地と一体利用して倉庫敷地とするとのことであります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに倉庫として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、市役所支所中恵土連絡所から320mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は西側前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われれます。

受付番号2の案件は、貸渡人の瀬田の方と、借受人の瀬田の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字檜下、地目は畑、地積は、300㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地と貸渡人の畑、西側は畑、南側は畑と貸渡人の畑、北側は貸渡人の宅地となっており、許可後平成29年9月30日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の子である借受人が貸渡人の土地と一体利用して一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は一体利用する貸渡人の土地の前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われれます。

なお、申請地東側の譲渡人の土地については、関連案件の4条申請受付番号2が同時提出されております。

受付番号3の案件は、譲渡人の瀬田の方と、譲受人の広見の法人との間における売買による所有権の移転で、譲受人が分譲住宅を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字檜下、地目は田、地積は、205㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と北側は道路、西側は譲渡人の畑、南側は宅地となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は分譲住宅1棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われれます。

なお、申請地西側の譲渡人の土地については、関連案件の4条申請受付番号2が同時提出されております。

受付番号4の案件は、譲渡人の御嵩町の方と、譲受人の久々利の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人が個人住宅の駐車場とするため転用許可を求めるもので

す。

土地の概要は、久々利字上町、地目は畑、地積は、38 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は宅地、西側と南側と北側は道路、となっており、駐車場敷地とする申請です。

転用事由としましては、譲受人は申請地の南側の道路向の自宅の駐車場とするのとこととであります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに駐車場として利用しており、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、市役所支所久々利連絡所から 290m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

受付番号 5 の案件は、譲渡人の大森の方外 1 名と、譲受人の大森の方との間における贈与と売買による所有権の移転で、譲受人がプラスチック金型製造工場の従業員用託児所とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、二野字山根外 2 筆、地目は畑、地積は、合計 366 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路と譲渡人の工場敷地、西側は畑と譲渡人の工場敷地、南側は譲渡人の工場敷地、北側は道路と畑となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は工場敷地と一体利用し従業員用託児所を建築するとのこととあります。

農地転用許可区分は、市役所支所平牧連絡所から 320m となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝へ、上水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続、下水道は工場の合併浄化槽に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

なお、申請地の北西側の土地と北側の道路向の土地については、関連案件の 5 条申請受付番号 6 が同時提出されております。また、譲渡人からの贈与については、関連案件の 5 条事業計画変更申請受付番号 2 が同時提出されております。

受付番号 6 の案件は、譲渡人の二野の方外 4 名と、譲受人の大森の方との間における売買による所有権の移転で、譲受人がプラスチック製造工場の資材置場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、二野字山根外 4 筆、地目は畑、地積は、合計 560 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑と道路と山林、西側は畑と道路と譲受人の工場敷地、南側は畑と道路と譲受人の工場敷地、北側は畑と道路と山林となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人はプラスチック製造工場の資材置場として利用するとのこととあります。

農地転用許可区分は、市役所支所平牧連絡所から 330m となっていることから、立地基

準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。なお、申請地の隣接地等で、関連案件の5条申請受付番号5と5条事業計画変更申請受付番号2が同時提出されております。

受付番号7の案件は、賃貸人の塩の方外2名と、借借人の東京都豊島区の法人との間における賃貸借権の設定で、賃借人が店舗を建設するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、長洞字塚越外6筆、地目は田と畑、地積は、合計1,277.6㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は道路と賃貸人の原野、西側は水路・堤と賃貸人の原野、南側は堤と賃貸人の宅地、北側は道路沿いの水路と堤となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、賃借人はコンビニエンスストアを建設するとの計画であります。

なお、申請人より農地法の許可を受けずに駐車場として利用している箇所があり、始末書が添付されています。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の1団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は敷地内に側溝を設け北側の水路へ放流、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号8の案件は、譲渡人の塩河の方と、譲受人の七宗町の方との間における贈与による所有権移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、塩河字勇吉屋敷外1筆、地目は畑、地積は、合計141㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は譲渡人の畑、西側は道路、南側は譲渡人の宅地と畑、北側は譲渡人の山林となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲渡人の孫である譲受人は申請地と北側の譲渡人の土地を一体利用して一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の1団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号9の案件は、譲渡人の土田の方と、譲受人の美濃加茂市の方との間における売買による所有権移転で、譲受人がスーパーマーケットの駐車場とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字定安外1筆、地目は畑、地積は、合計472㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑と宅地、西側は畑と譲渡人の宅地、南側は雑種地、北側は道路と譲渡人の宅地となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は北側の譲渡人の宅地と一体利用してスーパーマーケットの車 10 台分の駐車場とするとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 10 の案件は、譲渡人の土田の方外 3 名と、譲受人の土田の法人との間における売買による所有権移転で、譲受人が温泉施設従業員駐車場及び進入路とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大脇外 5 筆、地目は田と畑、地積は、合計 771 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と北側は山林、西側は道路と譲渡人の畑、南側は道路と山林と譲渡人の畑となっており、許可後、6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は所有地と一体利用して温泉施設の従業員駐車場を整備するとの計画であります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から 3 種と見込まれ 10ha 未満の一团農地となっていることから、立地基準判定は第 2 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 11 の案件は、貸渡人の土田の方と、借受人の下恵土の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字往還北、地目は畑、地積は、265 m²、第 1 種住居地域内の農地で、申請地の東側と北側は道路、西側は宅地、南側は駐車場となっており、許可後 6 ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の婿である借受人が一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第 1 種住居地域となっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号 12 の案件は、貸渡人の西帷子の方と、借受人の愛知県丹羽郡大口町の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、西帷子字一ノ木戸の一部、地目は畑、地積は、356 m²、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側と西側と北側は貸渡人の畑、南側は道路となっており、許可後平成 29 年 3 月 31 日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の婿である借受人が一般個人住宅を建築するとの計画で

あります。

農地転用許可区分は、宅地化状況から3種と見込まれ10ha未満の一団農地となっていることから、立地基準判定は第2種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号13の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の岐阜市の法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が宅地分譲とするため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字中土居、地目は田、地積は、1,593㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は水路、西側は歩道、南側は田、北側は愛知用水公団敷地の歩道となっており、許可後、平成29年4月30日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は宅地分譲6区画を造成・販売するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、造成のみであることから雨水排水は地下自然浸透、上下水道は接続不要。土地改良の意見書が添付されており、給水栓を撤去すること、排水路法面の張りコンクリートのこととしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、開発協議が必要とするものであり、各課各分野の意見により、住宅分譲の計画が、決定し許可されることから、現時点での農地転用の観点から審議願います。

受付番号14の案件は、譲渡人の下恵土の方外2名と、譲受人の御嵩町の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が飲食店を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字送木外5筆、地目は畑、地積は、合計2,451㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側は畑と宅地、西側は道路と畑と譲渡人の原野、南側は宅地と道路と譲渡人の畑、北側は畑と道路となっており、許可後、平成29年6月30日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は飲食店を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は敷地内及び東側端にU字溝を設け南側の道路に道路側溝を設け東方の道路側溝に接続、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

受付番号15の案件は、譲渡人の下恵土の方と、譲受人の下恵土の方との間における売買による所有権移転で、譲受人が一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字野林外1筆、地目は畑、地積は、合計330㎡、第1種住居地域

内の農地で、申請地の東側は宅地、西側と北側は道路沿いの愛知用水公団敷地の水路、南側は畑となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良の意見書が添付されており、給水栓を撤去することとしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

受付番号16の案件は、貸渡人の方と、借受人の方との間における使用貸借権の設定で、借受人が賃貸集合住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字高田外2筆、地目は田、地積は、合計736㎡、第1種住居地域内の農地で、申請地の東側と南側は道路、西側と北側は水路となっており、許可後8ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の夫である借受人が2階建て8戸賃貸集合住宅1棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良の意見書が添付されており、排水路法面の張りコンクリートのこととしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

受付番号17の案件は、貸渡人の方と、借受人の方外1名との間における使用貸借権の設定で、借受人らが一般個人住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、徳野南一丁目、地目は畑、地積は、479㎡、第2種中高層住居専用地域内の農地で、申請地の東側と西側と北側は住宅、南側は道路となっており、許可後平成29年4月30日までの計画としての申請です。

転用事由としましては、貸渡人の孫夫婦である借受人らが一般個人住宅を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、第2種中高層住居専用地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま。

受付番号18の案件は、譲渡人の今渡の方外1名と、譲受人の東京都練馬区の法人との間における売買による所有権移転で、譲渡法人が分譲住宅を建築するため転用許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字町、地目は田、地積は、405㎡、近隣商業地域及び第1種住居地

域内の農地で、申請地の東側と西側と南側は宅地、北側は道路となっており、許可後、6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受法人は分譲住宅2棟を建築するとの計画であります。

農地転用許可区分は、近隣商業地域及び第1種住居地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号19の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の今渡の宗教法人との間における売買による所有権移転で、譲受法人が教会の多目的ホールを建築するため転用許可を求め

るものです。土地の概要は、今渡字金屋外1筆、地目は田、地積は、合計1,400㎡、近隣商業地域内の農地で、申請地の東側は道路、西側は道路沿いの水路、南側は宅地、北側は田とな

っており、許可後、12ヶ月までの計画としての申請です。転用事由としましては、譲受法人は教会の多目的ホールを建築するとの計画であり

ます。農地転用許可区分は、近隣商業地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良の意見書が添付されてお

り、排水路法面の張りコンクリートのこととしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。受付番号20の案件は、譲渡人の今渡の方と、譲受人の多治見市方との間における売買による所有権移転で、譲受人が賃貸集合住宅を建築するため転用許可を求め

るものです。土地の概要は、今渡字住吉浦、地目は田、地積は、913㎡、準工業地域内の農地で、申請地の東側は道路と田、西側と南側は道路、北側は水路とな

っており、許可後、1ケ年までの計画としての申請です。転用事由としましては、譲受人は2階建て6戸の賃貸集合住宅2棟を建築するとの計画

であります。農地転用許可区分は、準工業地域となっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。一般基準判定につきましては、隣地の同意書は添付されており、雨水排水は前面道路側溝に、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。土地改良の意見書が添付されてお

り、排水路法面の張りコンクリートのこととしてあり、施行予定であるので、農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われま

す。いずれの案件も、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任を持って対処し、一切の迷惑を掛けないとなっており、特に支障になることはないと思われま

議

長

す。以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、

山田委員 発言をお願いします。1番石井お願いします。
受付番号1について7番山田が報告します。
事務局から説明がありましたように、既に倉庫として利用しており、始末書が添付されております。
雨水排水は道路側溝へ落とすということで、農業用水への影響はないと思われま

議長 渡邊委員 すご労さまでした。2番3番瀬田お願いします。
受付番号2、3について14番渡邊が報告します。
受付番号2は、譲受人の子が一般個人住宅を建築するということです。
隣地同意書は添付されております。雨水排水は北側の道路側溝へ、上下水道は既存の埋設管に接続ということで、農業用水への影響はないと思われま

議長 仙石委員 続きます。受付番号3について報告します。
分譲住宅を1棟建築するということです。
雨水排水は北側の道路側溝へ、上下水道は既存の埋設管に接続、農業用水への影響はないということで、特に問題ないと思います。

議長 奥村(武)委員 すご労さまでした。4番久々利お願いします。
受付番号4について19番仙石が報告します。
譲渡人と譲受人が駐車場として利用しておりましたが、譲渡人が駐車する必要がなくなりましたので、譲受人に所有権移転するということです。
平成6年頃から駐車場として利用しており始末書が添付されております。

議長 生田委員 すご労さまでした。5番6番二野お願いします。
受付番号5、6について1番奥村が報告します。
受付番号5の土地は、以前資材置場として申請が出ておりましたが、地主が工場を移転してその横に託児所を建築する計画をしていた土地が購入できないということで、こちらに移行し託児所を建築するということです。
受付番号6は資材置場を変更し、こちらの土地を利用するということです。
特に問題ないと思います。
関連案件で事業計画の変更がありますが、先ほど言いましたように、資材置場を反対側の土地に変更したということです。

議長 吉田委員 すご労さまでした。7番長洞お願いします。
受付番号7について2番生田が報告します。
地目は田、畑になっておりますが、現地確認したところ、碎石が敷いてあり駐車場として利用しており始末書が添付されております。
特に問題ないと思います。

議長 井藤委員 すご労さまでした。8番塩河お願いします。
受付番号8について3番吉田が報告します。
譲渡人のお孫さんが一般個人住宅を建築するということです。
特に問題ないと思います。

議長 すご労さまでした。9番土田お願いします。
受付番号9について10番井藤が報告します。

譲受人はスーパーを経営していますが、駐車場が狭いということで、買収し駐車場 10 台分を確保したいということです。

農地に隣接しており、隣地同意書は添付されております。

雨水排水は道路側溝へ、上下水道は接続不要、農地、農業用水への影響はないと思われ
ます。

議 長
堀 井 委 員

ご苦労さまでした。10 番土田お願いします。

受付番号 10 について 11 番堀井が報告します。

温泉施設の従業員駐車場として利用するという事です。

隣地の耕作者の同意書もあり、雨水については自然浸透になります。

特に問題ないと思います。

議 長
井 藤 委 員

ご苦労さまでした。11 番土田お願いします。

受付番号 11 について 10 番井藤が報告します。

娘婿が一般個人住宅を建築するという事です。

土地改良の同意はありますし、雨水排水は道路側溝へ、上下水道は北側の既設埋設管に
接続ということで、農業用水への影響はないと思われしますので、特に問題ないと思
います。

議 長
勝 野 委 員

ご苦労さまでした。12 番帷子お願いします。

受付番号 12 について 16 番勝野が報告します。

祖父の土地に孫家族が一般個人住宅を建築するという事です。

道路側溝、上水下水とも整備されており特に問題ないと思
います。

議 長
可 児 (勉) 委 員

ご苦労さまでした。13 番から 17 番下恵土お願いします。

受付番号 13 から 17 まで 17 番可児が報告します。

事務局から詳しく説明がありましたように、土地の概要、転用理由、立地条件全てク
リアされているということです。

受付番号 13 は、ご主人が亡くなられ担い手がいないということで申請を出されたと思
います。

続きまして受付番号 14 は、雑草地になっておりましたが、店舗を建築するというこ
とで申請が出されました。

続きまし受付番号 15 ですが、一般個人住宅を建築するという事です。

続きまして受付番号 16 ですが、アパートを建築するという事です、条件はク
リアされております。

続きまし受付番号 17 ですが、ここは区画整理されたところで、一般個人住宅を建
築するという事です。

以上現地確認しましたが、どの案件も特に問題ないと思
います。

議 長
菱 川 委 員

ご苦労さまでした。18 番から 20 番今渡お願いします。

受付番号 18 から 20 について 8 番菱川が報告します。

分譲住宅を建築するという申請です。

雨水排水、上下水道、事務局から説明があったとおりで、特に問題ないと思
います。

続きまして受付番号 19 ですが、教会の多目的ホールを建築するという申請です。

土地改良の同意、雨水排水、上下水道、全てクリアしておりますので特に問題ないと思

います。

受付番号 20 ですが、今は水田になっておりますが、ここに賃貸集合住宅を 2 棟建築するという申請です。

土地改良の同意、雨水排水、上下水道、全てクリアしており事務局の説明どおりですので特に問題ないと思います。

議 長 ご苦労さまでした。只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議 長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 4、議案第 54 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 「これから午後 2 時 45 分まで暫時休憩とします」

議 長 「これより審議を再開します」

議 長 日程第 5、議案第 55 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 55 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明させていただきます。今回は 2 件の申請です。

受付番号 1 の案件は、当初事業者の大森の方は、隣接する自宅の庭として利用を計画していたが、平成 5 年頃に事業承継者から建設業事務所、倉庫、共同住宅敷地として借りたい旨の申し出があり賃貸していた。今般、売買の話が出たので、事業承継者に譲渡し、譲受人が北側の隣接地と一体利用し、建設業事務所、倉庫、共同住宅敷地として利用することについて承認を求めるものです。

土地の概要は、大森字立石外 1 筆、地目は田と畑、地積は、合計 255 m²、農振区域外の農地で、申請地の東側は譲渡人の宅地と山林、西側は譲受法人の宅地、南側は堤、北側は譲渡人の宅地と譲受法人の宅地となっており、建設業事務所、倉庫、共同住宅敷地としての申請です。

転用事由としましては、事業承継者の譲受法人は所有地と一体利用して、建設業事務所、倉庫、共同住宅敷地とするとのこととあります。

農地転用許可区分は、住宅・事業施設が連たんとなっていることから、立地基準判定は第 3 種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝、上下水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることは

ないと思われます。

なお、農地性がなく、5条申請の提出を必要としません。

受付番号2の案件は、当初事業者の大森の方は、プラスチック製造工場の資材置場を計画していたが、事業承継者に譲渡し、譲受人が譲渡人所有地と一体利用し、プラスチック製造工場の従業員用託児所敷地として利用することについて承認を求めるものです。

土地の概要は、外1筆、地目は畑、地積は、合計221㎡、農振区域内の農用地区域外の農地で、申請地の東側は畑と道路、西側は畑と譲渡人の工場敷地、南側は畑と譲渡人の工場敷地、北側は畑と道路となっており、許可後6ヶ月までの計画としての申請です。

転用事由としましては、譲受人は5条申請の畑と譲渡人の工場敷地と一体利用の従業員用託児所を建築するとのこととあります。

農地転用許可区分は、市役所支所平牧連絡所から320mとなっていることから、立地基準判定は第3種農地と判断されます。

一般基準判定につきましては、雨水排水は前面道路側溝へ、上水道は前面道路に整備済みの埋設管に接続。下水道は工場の合併浄化槽に接続。農業用水への影響はなしとなっていることから特に支障になることはないと思われます。

なお、申請地及び隣接地等については、関連案件の5条申請受付番号5と6が同時提出されております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。只今、事務局から説明がありましたが、地元の委員から順次、発言をお願いします。

1番大森をお願いします。

續木委員 受付番号1について6番續木が報告します。

申請地は賃貸にて現地を借りておりましたが、今般売買の意向により所有権移転する旨の案件です。

既に、現地には建物が建っており始末書が添付されております。

それ以外は、特に問題ありません。

議長 ご苦労さまでした。

受付番号2は、先ほど5条申請受付番号5と6と同時に地元委員から発言されております。

只今、地元の委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第5、議案第55号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第56号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地

利用集積計画に対する決定について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 56 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明させていただきます。

今回の利用権の設定内容は、使用貸借 4 件、7,705 m²、賃貸借 1 件、1,024 m²、すべて再設定の合計 5 件、8,729 m²の集積となります。

受付番号 1 と 3 は、借人が同じですのでまとめて説明します。

貸人の広見の方外 1 名と借人の土田の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、広見字大田外 1 筆、地目は田、面積は合計 4,567 m²、再設定で、平成 33 年までの 5 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 2 の案件は、貸人の久々利の方と借人の今渡の法人との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、久々利字一丁田、地目は田、面積は 2,995 m²、再設定で、平成 31 年までの 3 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 4 の案件は、貸人の羽崎の方と借人の羽崎の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、羽崎字保城田、地目は田、面積は 143 m²、再設定で、平成 30 年までの 2 年間、利用集積を図るものです。

受付番号 5 の案件は、賃貸人の坂戸の方と賃借人の土田の方との間での賃貸借権の設定です。

土地の概要は、坂戸字宮浦、地目は田、面積は 1,024 m²、再設定で、平成 31 年までの 3 年間、利用集積を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 只今、事務局から説明がありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

【意見なしの声多数あり】

議長 ご意見も無いようですのでお諮りいたします。

日程第 6、議案第 56 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」は原案のとおり承認し、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件を、原案のとおり承認、決定し、市長宛てに報告します。

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。委員各位には、各案件について慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成 28 年第 10 回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。誠に、ご苦勞さまでございました。